

生駒市消防本部訓令甲第3号

生駒市消防文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月31日

生駒市消防長 有地 正伸

生駒市消防文書規程の一部を改正する訓令

生駒市消防文書規程（昭和44年5月生駒市消防本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第24条第5号中「保存種別（年限）」を「保存期間（期間）」に改める。

第25条を次のように改める。

（文書の保存期間）

第25条 完結した文書の保存期間の種別は、次のとおりとする。

- (1) 20年保存
- (2) 10年保存
- (3) 5年保存
- (4) 3年保存
- (5) 1年保存

2 生駒市文書取扱規程（平成9年12月生駒市訓令甲第9号）別表の規定は、文書の保存期間について準用する。

3 文書の保存期間は、文書の完結した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算するものとする。

第26条第1項中「保存期限」を「保存期間」に改める。

第27条中「保存年限」を「保存期間」に、「更に期限を定めて保存する」を「保存期間を延長する」に改める。

別表を削る。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

起 案 用 紙

保存期間	20年	10年	5年	3年	1年	常用
文書分類	大分類	中分類	小分類	フォルダー名称		
年 月 日起案		年 月 日決裁			年 月 日施行	
市長・専決権者	副市長	消防長	本部次長・次長	(署長・課長級 課長補佐級)		
合議				係長・主査		
				起案者 氏名	課 (署)	係
あて先				課員 (署員)		
発信者名 市長 消防長 署長 課長 消防本部 消防署 課						
施行・取扱上の注意				公印使用欄 年 月 部 日 検印者		
件名						
このことについて、						

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。